

弁護人に対する脅迫行為を許さず、弁護活動の自由を守る決議

1 いわゆる山口県光市・母子殺害事件の差し戻し控訴審における被告人の弁護人らに対し、2007（平成19）年5月29日、「元少年を死刑にできないなら弁護人らを処刑する。」との趣旨の架空団体名による脅迫文書と模造の銃弾が日弁連に送付された。また、同年7月7日にも、弁護人を脅迫する旨の文書と、銃弾とみられるもの1個が、朝日新聞東京本社に郵送された。

このような行為は明白な犯罪行為であって、法治国家において許されるものでないことは当然であるが、とりわけ弁護人に対する脅迫行為は、弁護人依頼権及び弁護活動の自由を脅かすことで、公正な裁判の実現を阻み、その結果、刑事裁判制度自体を否定するおそれがある極めて危険な反社会的行為であり、断じて容認できない。

2 憲法は、第31条において、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」として適正手続の保障を定め、第33条ないし第35条において被疑者の権利に関する規定を、第37条ないし第39条において被告人の権利に関する規定を、それぞれ設けている。そして、第34条において「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。」として被疑者の弁護人依頼権を、第37条第3項において「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。」として被告人の弁護人依頼権を、それぞれ規定している。

弁護人依頼権は、捜査段階から刑事裁判段階を通じて、被疑者あるいは被告人側の十分な防御の機会を保障し、適正な裁判を実現するための権利である。したがって、弁護人依頼権の実効性を担保するためには、弁護人の弁護活動の自由が確保されなければならない。他方、弁護人は、被疑者あるいは被告人のために、その主張を十分に酌んで最善の弁護活動をすべき責務を負っている。

このように弁護活動の自由が確保され、弁護人依頼権が十分に保障されることで、公正な刑事裁判が初めて実現されるのであり、これは人類が歴史を通じて確立してきた大原則である。

また、2009（平成21）年5月までに裁判員裁判が開始され、刑事裁判が市民にとって身近なものになろうとしている今日、弁護人依頼権の重要性及び弁護活動の自由を確保することについて、市民の理解を求める必要性はいっそう高まっている。

3 当連合会は、弁護人に対するこのような脅迫行為に対して厳重に抗議するとともに、弁護活動の自由を確保し、かつ、弁護活動の重要性についての市民の理解を求める。以上のとおり決議する。